

令和5年12月 定例教育委員会

日 時 令和5年12月22日（金）16時～

場 所 市役所11階会議室1

出席者

（教育委員）

松野教育長職務代理者 萩原委員 中村委員

（事務局）

陣内教育長 大藤教育総務部長 溝口総務課長 大宅教育施設課長 荒岩教育施設課
係長 武尾社会教育課長 宿利スポーツ振興課長 栗林学校教育部長 鳩山学校教育
部次長兼学校教育課長 富野学校教育部次長 峰松総務課長補佐兼庶務係長

欠席者 古賀委員

傍聴者 なし

内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和5年10月分 議事録確認

(3) 議 題

- ① 佐世保市総合グラウンド条例施行規則等の一部改正について（スポーツ振興課）
- ② 佐世保市学校再編計画に係る整備スケジュールの件（新しい学校推進室）
- ③ 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件（学校教育課）

(4) 協議事項

- ① 「赤崎小学校」「相浦小学校高島分校」「日宇小学校」「船越小学校」「日野小学校」への学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置について（学校教育課）
- ② 佐世保市における誰一人取り残さない学びの保障に向けた対策について
（学校教育課）

(5) 報告事項

- ① 第3回及び第4回佐世保市教育振興基本計画（第4期）策定検討委員会
について（総務課）
- ② 財産処分の件（福石中学校敷地の一部払下げ）（教育施設課）
- ③ 青少年育成研修会の開催について（社会教育課）
- ④ SASEBOグローバルキッズ・チャレンジ事業の終了報告について（社会教育課）
- ⑤ 長崎ヴェルカとのマザータウン協定について（スポーツ振興課）
- ⑥ 令和5年度卒業式・修了式及び令和6年度入学式・始業式について（学校教育課）

(6) その他

① 次回開催予定について

◆教育長報告

- 11月24日 宮中学校研究発表
- 11月26日 第15回下村脩ジュニア科学賞SASEBO表彰式
- 11月28日 学校訪問A（清水小学校）
- 11月29日 中学校長研修会
- 12月 4日 本会議（12月定例会）
- 12月 4日 小学校定例校長研修会
- 12月 7日 本会議（12月定例会）
- 12月 8日 本会議（12月定例会）
- 12月11日 本会議（12月定例会）
- 12月12日 本会議（12月定例会）
- 12月13日 文教厚生委員会

（1）教育長報告・議事録確認

【陣内教育長】

12月の定例教育委員会を開催いたします。会次第に従って進めて参ります。

私の方からまず報告ということで、昨日まで12月の定例市議会が開催されました。教育委員会関係の予算案件はすべて承認をいただいております。それから条例改正につきましては、利用料金の改正に係る受益者負担の件、何かあったときに、指定管理者がうまく動けないときは教育委員会が直接管理するといった件、ここにつきましてはすべて承認をいただいております。

ただ、学校給食の条例につきましては継続審査ということになりました。この継続審査というのは次の定例会の会期末まで継続審査を継続することができるというものがございますので、3月定例会の末尾まで継続審査の可能性があるといるものがございます。3月定例会が開催されるまでの閉会期間中もおそらく研究が深められて、3月定例会を迎えるような形になるのではないかなと考えております。

また、12月22日までをもって萩原委員の任期でございましたが、新しい教育委員ということで、人事案が市長の方から示されまして、議会がご承認をされました。12月23日付で新しい教育委員ということで西沢菜月氏が承認されております。以上、報告をさせていただきます。

それでは、議事録の確認をさせていただきたいと思っております。令和5年度10月分の議事録につきましては、お手元の方に送られていたかと思っておりますがご承認いただきますでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

ありがとうございます。

それでは議題の1つ目、「佐世保市総合グラウンド条例施行規則等の一部改正について」ということでスポーツ振興課から説明をお願いいたします。

（2）佐世保市総合グラウンド条例施行規則等の一部改正について

【宿利スポーツ振興課長】

スポーツ振興課長です。「佐世保市総合グラウンド条例施行規則等の一部改正について

て」ですが、こちらは以前お諮りしました、指定管理者に不測の事態が生じた場合に教育委員会が自ら施設を管理すること、「利用料金」とあるところを「使用料」に変更することが主な改正内容となっております。対象となる現在指定管理を行っている施設が総合グラウンド、体育文化館、温水プール、東部スポーツ広場、北部ふれあいスポーツ広場、小佐々地区体育施設、鹿町地区体育施設の計7施設となります。あと、図書館が現在直営で運営しておりますが、駐車場部分のみ指定管理を行っております、スポーツ施設と同じように規則を改正させるものとなっております。説明は以上です。

【陣内教育長】

はい。条例改正については12月定例会でお認めいただきました。そのお認めいただいたことを受けて、教育委員会の規則に反映をさせるというもので、議決を受けての作業と捉えていただければと思います。ご承認いただけますでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

ありがとうございました。それでは議題の2つ目「佐世保市学校再編計画に係る整備スケジュールの件」につきまして、説明をお願いします。

(3) 佐世保市学校再編計画に係る整備スケジュールの件

【大藤教育総務部長兼新しい学校推進室長】

はい。提案理由といたしましては、佐世保市学校再編計画に係る第1期に示した地区において、地域住民や保護者等と合意形成を図ることができたことから、整備スケジュールを策定し、今後の学校再編事業をスケジュール通り進めてよいか提案するものでございます。

資料の2ページをお願いします。まず資料の見方でございますが、①吉井地区の令和8年度のところに「開校」と記載をしております。これは、吉井地区にあります吉井北小学校と吉井南小学校を統合した学校が令和8年4月に開校するというふうに見ていただければと思います。②西地区におきましては金比良小学校、光海中学校を統合した学校が令和10年4月1日に開校するというものでございます。記載しております7つの地区において、この順番で再編・統合を行っていくことを、本日確認させていただければと思います。

それではこの順番、この年度に開校を目指すとしたことについて、その決定方法についてご説明したいと思います。まず、このスケジュールの決定方法でございますが、スケジュール調整の留意点を3つ記載しております。まず1点目は「年度ごとの事業費を平準化すること」としてしております。それぞれの事業費は6億円から35億円という大型事業でございます。事業費がかかりますので、できるだけ事業費を平準化しながら事業を進めていきたいと考えております。2点目は施設の劣化に対応するというので、「総合劣化度に配慮する」というものでございます。築年数が長い学校から進めていきましょうというのがあります。3点目に「可能な限り早期の開校を目指すこと」ということで、再編の方向性について賛成をいただいた地域からは、「いつするの」、「できるだけ早くしてね」というお声をいただいております。できるだけ早い完成、開校を目指すといった観点で進めていきたいと考えております。

次に学校の組み合わせでございますが、④に潮見小学校、木風小学校、白南風小学校を統合する「南・山澄地区」があります。それと、⑦に福石小学校と福石中学校を統合する、義務教育学校にする南・崎辺地区がございますが、この2地区の概算の総事業費がそれぞれ35億円、28億円という大きな事業費と見込んでおり、今回の7地区でも事業

費の大きな部分を占めております。事業費の平準化の観点からこの2地区の解体工事、本体工事が重ならないようにしなければならないというのがございます。

続いて、総合劣化度の高い順としますと、潮見小学校、木風小学校が大変古くございますので、この2校は先の方にする必要があります、また、令和7年度から9年度にかけて、この学校以外の大型事業が予定されております。ここに、それぞれの解体工事あるいは本体工事が重ならないようにするということでスケジュールを作りますと、④南・山澄地区の解体工事は令和10年度からとせざるをえないというふうになります。④南・山澄地区は令和12年度まで本体工事が続きますので、④と⑦南・崎辺地区の工事の部分が重ならないようにするためには、福石中学校の解体工事を令和13年度以降にせざるをえないようになっております。

7地区のうち2地区のスケジュールを仮置きしましたが、残る5つの地区について、「事業費を平準化する」、「建物の総合劣化度を考慮する」、「可能な限り早期の開校を目指す」という留意点から考えあわせますと、スケジュールは①吉井地区、②西地区、③鹿町地区、④南・山澄地区、⑤宇久地区、⑥宮地区、⑦南・崎辺地区の順番に設定しております。

こちらをお認めいただいた後に、議会または各地域の方々になぜこのような開校順になったのかということを含めて説明を行いたいと考えております。以上でございます。

【陣内教育長】

はい。第1期の合意形成ができて、具体的な作業に入っていく中でこのような順番で予算編成等を進めていきたいというものでございます。ご意見、ご質問等ございますか。

【松野教育委員】

解体工事と記載されているものはあくまでも新しい校舎を建てるための解体工事で、例えば、④南・山澄地区は白南風小学校の解体工事という理解でよろしいでしょうか。

【大藤教育総務部長兼新しい学校推進室長】

その通りでございます。

【中村教育委員】

環境を整備することによって、多くの方がここで子どもを育てたいと思っていただけるようになると、佐世保の競争力アップにつながると思いますし、子どもたちにとっても大変良いことなので、頑張って進めていただければと思います。

【萩原委員】

吉井は令和8年に開校できるということで、以前、通学の方法が問題とおっしゃられていましたが、何か決まったことはあるのでしょうか。

【大藤教育総務部長兼新しい学校推進室長】

統合するとどのくらい距離が延びるのかなどの下調べを行っております。スクールバスを走らせるにして財政面を考えなければなりませんし、様々なことをクリアしていく必要があると考えております。

【陣内教育長】

この計画案につきましてはご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

(4) 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正の件

【陣内教育長】

それでは議題の3番目「小・中学校義務教育学校処務規則の一部改正の件」について説明をお願いします。

【鳩山学校教育部次長】

学校教育部次長です。佐世保市立小・中学校及び義務教育学校処務規則の一部改正についてご提案申し上げます。

本規則は市立小中学校の義務教育学校の職員の服務や事務処理に関して必要事項を定めた教育委員会規則でございます。今回本規則について5点提案をいたします。1点目から3点目までは、統合型校務支援システムを活用した卒業及び修了に係る事務手続きの変更でございます。

まず、提案の1点目につきましては、資料12ページに改正前と改正後の卒業証書台帳の書式を記載しております。卒業証書、卒業証書台帳の書式を縦書きから横書きに変更をさせていただきたいということでございます。

提案の2点目になります。資料の14ページをご覧ください。卒業証書の左上に割印をこれまで打っておりましたが、割印を省略するというご提案でございます。

提案の3点目につきましては、同じく書式の変更でございます。資料16ページ、17ページの卒業報告の書式を統合型校務支援システムの書式に変えるということでございます。

提案の4点目、5点目につきましては、条文の削除になります。資料の10ページをご覧ください。

提案の4点目につきましては、短縮授業の条文を削除するというでございます。新たな3学期制度の実施に伴いまして、各学校においては、確かな学びを推進するために授業時数を確保した上で、児童生徒の長期休業日前後の負担軽減を図ることを目的として、短縮授業等の工夫を検討するとしております。夏季休業日それから12日という記載もございます。また、その期間を市教委報告ということに関しては、年度初めの教育課程報告等で把握ができますので、業務負担軽減も含めて削除をさせていただきたいという提案でございます。

同じ資料の第12条が提案の5点目になります。これまで着任届というものを学校に求めておりましたが、また、初任者に対しては別に履歴書を提出しなければならないとしておりましたが、着任については、簡易的に現在も報告をいただいておりますし、初任者の履歴書については、県の制度に基づいて提出しておりますので、これも削除させていただきたいということでございます。以上、ご審議方お願いします。

【陣内教育長】

D Xの推進とそれから業務の見直しを行って、先生のご負担を軽減するものでございます。

【松野教育委員】

割印は基本的には押さなくてもいいものなのではないでしょうか。

【鳩山学校教育部次長】

法的な根拠はございません。

【松野教育委員】

わかりました。

【陣内教育長】

ご承認いただいたということですのでよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

(5) 「赤崎小学校」「相浦小学校高島分校」「日宇小学校」「船越小学校」「日野小学校」への学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置について

【陣内教育長】

それでは協議事項に移ります。まずは「学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置について」当局から説明をお願いします。

【鳩山学校教育部長】

学校教育部長です。「学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置について」ということで、協議資料の1ページをお願いします。令和6年度から学校運営協議会及び地域学校協働本部設置を希望している5地区5校から申請の提出がっております。教育委員会といたしましても、学校運営協議会いわゆるコミュニティ・スクールの推進を図っておりますので、来年度からのコミュニティ・スクール導入に向けて、設置を進めて参りたいと思っております。

【陣内教育長】

今何校設置してあって、設置している学校はどのような状況にありますか。

【鳩山学校教育部長】

はい。最初は平成29年度に小佐々地区3校でコミュニティ・スクールができました。令和4年度には3地区6校、今年度4地区5校が加わって、現在8地区14校へ拡大をしております。今回この5地区5校が加えることによって、19校のコミュニティ・スクールの設置という形になります。

【陣内教育長】

目標は何年までに何校だったのでしょうか。

【武尾社会教育課長】

県の目標である令和5年までに県全体で100校を受けて、佐世保市では令和5年度までに15校としており、現状は14校となっております。

【陣内教育長】

次の目標は出ていますか。

【武尾社会教育課長】

県の素案では、令和10年に50%となっております。

【中村教育委員】

その数え方で言うと、佐世保市の場合、100%は何地区何校になるのでしょうか。

【武尾社会教育課長】

地区についてはわかりかねますが、今70の小学校、中学校、義務教育学校がございますので全部になるとその数ということになります。

【中村教育委員】

50%前後だと35校ということですね。

【陣内教育長】

順調に増えていると思います。他にご意見ございますでしょうか。システムを作るのが目的ではないので、何のためにコミュニティ・スクールを作っているのかという目的に鑑みながら、数だけではなくて、その設置の目的が浸透しているかも確認して進めていってください。以上、よろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

(6) 佐世保市における誰一人取り残さない学びの保障に向けた対策について

【陣内教育長】

協議事項の2つ目です。「佐世保市における誰一人取り残さない学びの保障に向けた対策について」ということで、説明をお願いいたします。

【鳩山学校教育部次長】

学校教育部次長です。当日配布資料②の協議資料をご覧ください。「佐世保市における誰一人取り残さない学びの保障に向けた対策」ということで提案させていただいております。いわゆる夜間学級（夜間中学）及び学びの多様化学校の設置ということを含めまして、本市教育委員会における学びの保障に向けた対策ということでご説明を申し上げたいと思います。

令和4年度の佐世保市の不登校児童生徒が674名ということで過去最多を更新しております。また、実質的な不登校傾向にある生徒はさらに増加すると見込まれております。また、県が行っているニーズ調査でこれまで義務教育を終了していない方、または外国籍の方で、夜間中学で「学びたい方」「学ばせたい方」というのが、調査に回答された県内287名中56名が佐世保市在住の方でございました。

このような状況を含め、不登校傾向も含めた不登校児童生徒への支援、様々な背景を使つての学びの場の確保が急務であると考えまして、この計画を今考えているところでございます。最終的には、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置も含めた対応を考えていきたいと思っておりますが、まずできることから一つずつやっていきたいということで考えております。

その一つとして、来年度から校内教育支援センターを設置していきたいと考えております。クラスに入りにくい児童生徒の学校内の居場所を確保して、不登校の未然防止と登校復帰を支援するということを目的としております。各学校の余裕教室を活用して、居場所を確保し、指導員を配置するという事業でございます。

また、予定としまして夜間学級（夜間中学）ということで、義務教育を修了していない方、それから不登校等で十分な教育を受けないまま中学校を卒業した方等とあわせて、不登校となっている学齢生徒も受け入れられるような、夜間学級の設置を令和7年4月にできないものかと検討しているところでございます。早急な開設を目指して、県教育委員会とのプロジェクトチーム等も含めて準備をして参りたいと思っております。

学びの多様化学校につきましては、学齢期の不登校児童生徒を対象として、教育課程の特例を受ける学校として設置をしていこうということで、現在研究を進めているところでございます。

そういったところから、誰一人取り残さない学びの保障を実現して参りたいと考えております。以上、方針についてご協議をお願いいたします。

【陣内教育長】

教育委員の皆様には大変興味をお持ちいただいておりますので、時間をかけて検討して参りたいところです。特に校内教育支援センターについては初めて取り上げますので、ご意見等いただければと思います。

【松野教育委員】

校内教育支援センター指導員というのは、例えば心の教室相談員やスクールカウンセラーの方々とは全く別枠で予算を取って、配置が出せるということでしょうか。

【鳩山学校教育部次長】

大枠では心の教室相談員制度と全く別枠で検討しているところでございます。考え方としましては、心の教室相談員が今までいらっしゃった学校に、心の教室相談員とは何か別の形で不登校対策を支援する方の配置を検討して、人的なもの数的なものも増加ができるような施策という形で検討しているところでございます。校内教育支援センター指導員という新たな形を検討しているところです。

【萩原教育委員】

校内教育支援センター指導員は何か資格がいるのでしょうか。

【鳩山学校教育部次長】

資格は必要ではなく、心の教育相談員をしていただいている方でも、センター指導員としての配置が可能です。実際、心の教室相談員さんはボランティアで入っていただいたり、地域の方が入っていただいたりしております。そういった方でも指導員として配置可能という制度になっております。

【萩原教育委員】

各学校に配置をするのでしょうか。

【鳩山学校教育部次長】

現在、各学校で別室登校の対応をされている学校が多いです。その時に今までは先生方が入ってらっしゃったところを、センター指導員さんが入っていただいて、適切に個別に対応できるような制度設計が可能であれば、子どもたちも安心して登校ができる、その場所に入れることができる、ひいてはセンターをきっかけに、教室に入ることができるのではないかと考えております。

【萩原教育委員】

資格のない方が指導するということは、そこは居場所があるだけで、学ぶわけではないということでしょうか。

【鳩山学校教育部次長】

居場所を作ることに加えて学ぶことも当然そこには入って参ります。学習指導そのものが自ら主体的に学ぶという方針に変わってきておりますので、資格がない方であっても、そういう自ら学ぶ方法というところを、先生の補助も得ながら指導をしていただきたいと考えております。

【萩原教育委員】

難しいですね。何か居場所づくりみたいな気がどうしてもしてしまいます。

【中村教育委員】

令和6年4月から全学校にこれを設けられるとしたら時間がないと思います。本当に全校につくられるのかということと、萩原委員と同じ疑問ですが、何か免許がない人が勉強を教えたりするというのは、違反になるのではないかと一般的には感じると思います。その辺りどういう整理をされているのかももう1回教えてください。

【鳩山学校教育部長】

現在の状況ですと、令和5年度に別室登校が多い学校の方に配置を考えております10校20名の配置を現在考えております。学習保障ということに関しては、非常に難しいところがあるかと思っております。居場所を作った上で学習のサポートを行う形になろうかと思っております。

【中村教育委員】

学習のサポートという形であれば、例えば子どもに算数を教えてほしいと言われたので教えたというようなことは問題ないことなのではないでしょうか。

【栗林学校教育部長】

現在も、教員の資格を持ってない特別支援補助指導員が子どもたちの見守りをしているということがございます。校内教育支援センター指導員が学習の指導をすることもあり得ると考えております。ただ、それが常態化しないこと、教科書等を使って授業の形態で教えることがないことを踏まえた上での学習支援という考えはあり得ると思っております。

できるだけ子どもたちが安心して生活できる居場所づくりを作ること。その中で、一人になりがち、家に閉じこもりがち子どもを、学校の場を使いますけども、居場所を作って色々な繋がりを持たせること。その中で、徐々に人との繋がりが増えていく中で、教室で学びたいという環境もできれば、子どもたちの可能性を広げることができると考えております。

【中村教育委員】

私は基本的に賛成なのですが、良かれと思ってやったのに、それ実は違反だったといったことや揚げ足取られるようなことがないような対策を万全にさせていただきたいです。やろうとしていることは絶対良いことだと思います。

【栗林学校教育部長】

子ども達には一人1台端末がありますので、別室にいても教室での授業を視聴したりすることができます。実際に教科の授業を受けることができます。また、教科の学習をしている中で、まずスタートとしては中学校を中心として考えておりますので、その時間に授業がない先生が入って、子どもたちの学習を見るということで、子どもたちの様々な面での支援ができるのではないかと、広がりができるのではないかと、それに対して特定の支援員が入ることで、先生方が授業の空き時間に入るようなことの負担を減らすことができると考えております。

【陣内教育長】

今日いただいた意見は今後の計画に活かしていかなければなりません。居場所を作ったら、それだけで学力保障になるのかというのは大変参考になる視点のご意見をいただきました。

本当に素晴らしい意見をいただきました。最高の状態とは言えなくても、まずできることからでもやっていきたいと思っております。これからも報告、協議、議題でご意見等いただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上、この協議は終了してよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

(7) 第3回及び第4回佐世保市教育振興基本計画（第4期）策定検討委員会について

【陣内教育長】

ここから報告事項になります。「佐世保市教育振興基本計画（第4期）策定検討委員会について」報告をお願いします。

【溝口総務課長】

はい。佐世保市教育振興基本計画（第4期）策定検討委員会についてご報告いたします。第3回を12月1日、第4回を12月20日に開催をいたしまして、各委員から様々な意見をいただきまして、全4回の検討委員会としての活動は終わりました。この後は策定検討委員会から答申をいただくこととなります。答申をいただいたあとは、案を作成し、まずは教育委員会に協議事項として案をお示ししたいと思います。教育委員の皆様からご意見をいただきながら、計画の整理を行います。また、議会とも意見交換を行いたいと考えております。最終的には、教育委員会に議題として提案させていただきまして、議決をいただいて計画を策定するという流れを想定しておりますので、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。説明は以上です。

【陣内教育長】

答申をいただいたあとに、委員の皆様には詳しくその答申の内容をご説明させていただくこととなります。よろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

(8) 財産処分の件（福石中学校敷地の一部払下げ）

【陣内教育長】

それでは報告の2番目「財産処分の件」について説明をお願いいたします。

【大宅教育施設課長】

教育施設課長です。福石中学校の敷地の一部払下げに係る財産処分の件につきまして、令和4年3月議会にて処分予定として議案外報告をしておりましたが、令和5年11月1日付で売買契約を締結しまして、所有権の移転が完了しましたので報告をさせていただきます。なお、本件につきましては、令和6年3月議会で議案外報告を行う予定としております。

資料3ページの表に基づいて説明させていただきます。学校名が福石中学校、地目及び面積につきましては、佐世保市大黒町426番2の宅地、58.84㎡でございます。福石中学校のプールがございましてその南側と西九州道路に挟まれた学校用地となります。売却金額は7万9,000円でございます。対象者は双峰設備株式会社となります。

処分理由としましては、購入者が所有する土地に駐車場を整備するため取付道路の新設が必要になったことから、福石中学校敷地の一部を売却しております。処分判断基準としましては、駐車場予定地は、既設の市道からの高低差があり、申請地を利用しなければ車両の乗入が困難な地形となっております。また、申請地は学校用地であります。現況としては急こう配の山林となっており、福石中学校及び教育委員会による利活用の予定はなく、払下げても学校運営に支障はないということから処分をすることとしまし

た。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

【陣内教育長】

ご質問等ございますか。

価格の設定のルールを教えてくださいいいですか。

【荒岩教育施設課係長】

こちらの売却額ですが、財産評価委員会の方で決定した価格を元に予定価格を説明して、随意契約による売却という形をとっておりますので、一概に安いとか高いとかではなく、その付近の土地の評価額等を含めて判断したものになっております。

【中村教育委員】

この地目が宅地になっていて、この面積だったら普通安いと思いますが、急こう配の山林だったらそんなもんかなと思うところですが、実質的に山林みたいなものだったのでしょうか。

【荒岩教育施設課係長】

もともとは学校用地、雑種地として登録がありましたのでこの金額が設定されております。売却後に宅地に変わっているという状態ではないかと思えます。

【中村教育委員】

わかりました。そういう説明ができるならば何の問題もないと思えます。

【陣内教育長】

よろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

(9) 青少年育成研修会の開催について

【陣内教育長】

報告事項③の「青少年育成研修会の開催について」説明をお願いします。

【武尾社会教育課長】

はい。令和5年度の青少年育成研修会を令和6年1月20日土曜日13時から開催をしたいと考えております。今回は中学生によるパネルディスカッションで、テーマを『「サステイナブルな世界をつくりたい」～カーボンニュートラルにチャレンジ～』ということで、コーディネーターに内海梨恵子様を招きまして、中学生によるパネルディスカッションを開催したいというふうに考えております。すでにご案内を皆様にさせていただいておりますので、ご興味がある方は出席をよろしくお願いいたします。以上でございます。

【陣内教育長】

出席依頼ということではありません。こういうのがありますのでご興味が終わりましたらどうぞという周知でございます。よろしいですか。

【全教育委員】

はい。

(10) SASEBOグローバルキッズ・チャレンジ事業の終了報告について

【陣内教育長】

それでは、報告事項④「SASEBOグローバルキッズ・チャレンジ事業の終了報告について」説明をお願いします。

【武尾社会教育課長】

はい。「SASEBOグローバルキッズ・チャレンジ2023・Final」の開催についてと記載しておりますが、昨年度に引き続き市内の小学校6年生を対象にした文化と英語を話すことをテーマとしたグローバルキッズ・チャレンジ事業を、応募していただいた21名の方が参加して、8月から12月まで全8回のプログラムを開催いたしました。今年度は基地内のアメリカンスクールでのフィールドワークの交流もできまして、より充実したものができたのではないかと考えております。最終日の12月9日には、市長の方から修了書を子どもたち一人一人にお渡しいただきました。参加した児童からは、「英語が得意になった」、「他校の児童と仲良くなれて楽しかった」、「普段できない体験できた」という感想が上がっております。また来年も取り組みたいと考えております。以上でございます。

(11) 長崎ヴェルカとのマザータウン協定について

【陣内教育長】

続いて、「長崎ヴェルカとのマザータウン協定について」ということでスポーツ振興課から説明をお願いします。

【宿利スポーツ振興課長】

はい。資料は株式会社長崎ヴェルカとのマザータウンにおける相互連携に関する協定書でございます。現在は大塔町に長崎ヴェルカのクラブハウスがございますが、来年、スタジアムシティが長崎市にできることからそちらの方に移ってしまう、ホームタウンは長崎市になってしまうということになります。ただ、佐世保市とは今後も関係を保ちたいという申し出がございまして、マザータウンというような形で佐世保市と協定を結べないかというお話がございました。

協定書の第3条に記載しております通り、市民スポーツの振興や普及に関すること、青少年の健全育成に関することなどについて、長崎ヴェルカと佐世保市が協力してやっていきたいというものでございます。

1月17日の体育文化館での試合のときに、協定を結ぼうと調整をしておりますが、調整が間に合わない場合はそういったことをプレスリリースして、今年度中には協定を結ぶことになろうかと思っております。

形式的な協定を結ぶだけにならないように、実際の取組も並行して検討しております。子どもたちに対するバスケットボール教室や、コラボグッズを作成してその売り上げでバスケットボールを寄附していただけないか、ヴェルカの選手と一緒にバスケットができるといったメニューをふるさと納税に組み込むことができないかといったことなどを調整して進めます。以上でございます。

【陣内教育長】

伊藤GMも佐世保で生まれたんだということを大事にしたいとわざわざお申し出いただきまして、マザータウンとして形を残そうというものでございます。とても良いことだなと考えております。

【中村教育委員】

佐世保市が注目されて盛り上がることもあるかと思しますので、大変良い取組だと思います。

(12) 令和5年度卒業式・修了式及び令和6年度入学式・始業式について

【陣内教育長】

それでは報告事項⑥「令和5年度卒業式・修了式及び令和6年度入学式・始業式について」説明をお願いします。

【鳩山学校教育部長】

はい。令和5年度の卒業証書授与式・修了式及び令和6年度の入学式・始業式の日程についてお知らせいたします。卒業証書授与式・修了式は幼稚園が3月19日火曜日、小学校3月18日月曜日、中学校3月14日木曜日、義務教育学校も同じく3月14日木曜日、入学式に関しては、小学校が4月10日、中学校が4月9日、義務教育学校が4月10日ということで設定をさせていただいております。

卒業式につきましては、告辞を例年お願いしておりますが、1月の定例教育委員会で具体的な調整をさせていただければと思っております。以上でございます。

【陣内教育長】

それでは報告事項を終わりたいと思います。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----